

お知らせ

新型コロナウイルスに伴う予約キャンセル分の還付について 返金日が決定いたしました

行政の指定する令和2年2月20日～令和2年9月30日の還付対象期間の内

予約日が令和2年5月31日までのもの 6月5日より還付開始

予約日が令和2年6月1日～6月30日のもの 7月5日より還付開始

予約日が令和2年7月1日～7月31日のもの 8月5日より還付開始

注意事項

※同一団体であっても、上記期間での還付対応になります。

【例】5/10、5/20、6/2 計3件のお手続き → 5/10、5/20は6月5日より対応 6/2は7月5日より対応

※振込を希望される方は、上記還付開始日を元に準備ができ次第還付手続きをさせていただきます。

※還付開始日は窓口が大変混雑する恐れがあります。お時間に余裕をもってお越しください。

※上記予約日であっても、取り消し届提出日により還付対応月が変更になる場合がございます。

返金に準備が掛かるため、当月の21日以降に手続きがあった予約に関しては翌々月の還付日に返金をさせていただきます。

【例】予約日5/25 取り消し届提出日～5/20 → 6月5日～返金 予約日5/25 取り消し届提出日5/21～25 → 7月5日～返金

手続きに必要なもの

①印鑑

②許可書の原本（お持ちの方）